

南砺市高齢者見守り I C T 補助対象機器登録要領

令和 8 年 8 月 南砺市地域包括ケア課

1. 概要

本要領は、家族等と離れて暮らす高齢者世帯に対し、離れて暮らす家族等による見守りの強化や相互のコミュニケーションの向上を図るため、南砺市 ICT 活用高齢者見守り支援事業補助金交付要綱で定める見守り ICT 機器「補助対象機器」を選定する要件基準を定めるものである。

2. 登録の対象

募集する高齢者見守り ICT 機器はつぎのいずれかの機能を有する機器とする。

- (1) 人感センサーや音、温度、湿度、電気使用量等により、ICT 等情報通信技術を活用することで、離れて暮らす家族等が高齢者の生活状況や体調の変化、事故リスク等を遠隔で把握することができる機能を有する機器
- (2) ICT 等情報通信技術を活用することで、離れて暮らす家族等と写真や音声等を共有することで相互のコミュニケーションの向上を図る機能を有する機器。

3. 費用の記載

申請書に、初期導入費用、月額利用料、設置工事費等費用区分毎に金額を記載すること。

なお、機器購入（月額プランにおいては 12 か月分の利用料。設置費を除く。）に要する初期導入費用を南砺市 ICT 活用高齢者見守り支援事業補助金交付要綱で定める補助対象経費として認める。

4. 運用・サポート体制の記載

申請書に、異常時の対応や機器故障時の対応などの運用・サポート体制を記載すること。

5. 掲載までの流れ

- (1) 申請書類提出
- (2) 南砺市書類審査
- (3) 南砺市高齢者見守り ICT 機器登録「補助対象機器」登録の公開

6. 応募資格

市内に事業所を置く法人で、次に掲げる条件のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

- (2) 市に納付すべき市税、料金等を滞納している者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更正又は再生手続をしている者
- (4) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある者
- (5) 公序良俗に反する事業を行う者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (7) その他高齢者見守り I C T 機器事業者として適当でないと市長が認める者

7. 登録手続

- (1) 提出方法
提出書類をメール又は郵送するか、持参すること。
- (2) 提出部数 各 1 部
- (3) 提出書類
 - ア 南砺市高齢者見守り支援事業 ICT 機器登録認定申請書
 - イ 市税完納証明書
 - ウ 製品カタログまたは製品仕様書（金額の分かる資料）
 - エ 技術基準適合証明（技適）等の写し
 - オ 他自治体等での導入実績一覧（任意様式）
 - カ その他

8. 登録後の事務

補助対象機器について、毎年度サービス内容の変更の有無を確認する。

補助対象機器について、虚偽の申請や重大なトラブルが見込まれる事態が発生した場合には、掲載を取り下げることがある。

9. その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

問い合わせ先

〒939-0293 南砺市北川 166-1

南砺市地域包括ケア課長寿介護係

TEL:0763-23-2034

mail: chiikihokatsu@city.nanto.lg.jp